

人権さんだ

12月号

令和6年(2024)

No.549

身近な人が犯罪被害にあったとき
～そのときあなたは～

《問い合わせ》
健康福祉部 人権共生推進課
TEL : 559-5148 FAX : 563-7776
E-mail : jinken_u@city.sanda.lg.jp

令和6年度犯罪被害者等支援に関する標語
「寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪」

応募総数 4737 作品から選ばれました!
最優秀作品(静岡県 高校2年)



犯罪等の被害にあい、困っていませんか?
全国の都道府県・市区町村に、お困りごとや悩み相談をお受けする窓口があります。

仕事に行けず、生活に困っている...
身体や心の調子が良くないが、どうすればよいかわからない...
自宅に住めなくなってしまった...
家族や周囲のサポートが難しくなってきた...

被害者ご本人、ご家族、ご遺族のための総合的対応窓口
窓口では、必要な情報を伝えたり、あなたをサポートする機関等を紹介したりします。秘密はしっかりと守ります。どうぞ安心してご相談ください。

警察で受け付けています。

警察庁
National Police Agency

警察庁ポスターを基に作成

犯罪被害者週間

11月25日～12月1日

人権週間

12月4日～12月10日

ある日突然、犯罪に巻き込まれて、被害を受けた、あるいは、命を奪われてしまった。そのようなことは、いつ、どこで起きるかわかりません。

平成16(2004)年12月に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」と定め、全国各地で広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等(※1)への配慮や理解、協力を呼びかけています。

犯罪被害者等に対しては、周囲からの温かい声かけや寄り添う気持ちが大切になります。そのため何が必要となるのか、いっしょに考えてみましょう。

※1 犯罪被害者等…犯罪の被害にあわれた人やご家族、ご遺族をいいます。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

犯罪被害者等に ふりかかる様々な問題

犯罪による被害は、命を奪われる（家族を失う）、あるいは、負傷するなどの直接的な被害だけではなく、

- ・被害にあったことによる精神的ショックや身体の不調
- ・医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- ・捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ・周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない言動
- ・SNSなどでの誹謗中傷や個人情報流出
- ・マスコミの取材、報道によるストレス、不快感 など

被害を受けた後も様々な問題（二次的被害）が生じます。二次的被害は、警察や裁判での事情聴取や、病院での受診時などに説明を求められ、被害の状況を何度も思い起こすことや、犯罪被害者等への周囲からの心ない言葉や偏見、中傷などによって起こります。

こうした言動などが二次的被害となつて、犯罪被害者等を苦しめてしまうことにつながります。

すべての人は、特に二次的被害を生じさせることのないよう、十分に配慮しなければなりません。

犯罪被害による 心身への影響

犯罪による被害を受けた後は、今まで経験したことのない強いショック状態が続く、心や体に数々の苦痛をとまぬきます。こうした心身の変調は、同じ人でも時間の経過や環境の変化により異なります。

被害を受けた後の心身の負担は、犯人が逮捕されても、裁判が終わつても、身体の傷が癒えても、続くことがあります。これらは、被害を受けたことでみられる反応で、心身の変調の結果、次のような状態がみられることがあります。

- ・人混みが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- ・事件が起こったのは自分が全て悪いからだと思ひ込み、自分を責める
- ・何でもないので涙が出るなど、感情がコントロールできない
- ・特定の日（犯罪等と関連のある日など）になると不安になる など

犯罪被害者等を サポートするには

例えば、周囲の人が励まそうと思つて「辛いことは、早く忘れましょう」と声をかけた場合、犯罪被害者等は、周囲に対して自分の悲しい気持ちや苦しい気持ちを素直に出せなくなり、孤立を感じることがあります。また、そのことよつて問題を一人で抱え込んでしまうことにつながります。

周囲の人たちは、犯罪被害者等の心身の變調を理解し、接することで、犯罪被害者等の心に寄り添つた支援を行えるようになります。

適切な声かけ（例）

- ・悲しんでいいのですよ
- ・よく頑張つてくれましたね
- ・無理をする必要はありません
- ・あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います など

不適切な声かけ（例）

- ・気を強く持つて、前向きに生きましょう
- ・あなた一人が苦しいではありませんよ
- ・早く元氣にならなければいけませんよ
- ・辛いことは、早く忘れましょう など

犯罪被害者等の心身の回復には、周囲の人々の理解と共感、支援が大切になります。そして、犯罪被害者等の立場を思いやり、かけるべき言葉が見つからない時には、静かにそばに寄り添つて

身体 への影響

- ・めまい、過呼吸、動悸、下痢、便秘
- ・不眠、悪夢
- ・吐き気、食欲不振 など

心理面 への影響

- ・現実だ、という感覚がない
- ・記憶力、判断力の低下
- ・自己評価の低下
- ・他人や社会に対する信頼感の喪失
- ・不安、自責、無力感、絶望、孤独、疎外、怒り、悲しみ など

見守ること、さらに周囲の人の支えとしては、被害を受けた人に普段どおりに接し、その人が自分の気持ちを話し始めたらさえぎつたり批判したりせず、そのまましっかり受け止めて、心に寄り添うような支援が必要です。

ちよつとした声かけが力になり、犯罪被害者等が安心できるようになります。

職場・企業でのサポートは

犯罪被害者等が様々な影響を受けながらも、少しずつ立ち直るためには、これまでの仕事を続けることが重要となります。

しかし、心身の不調による仕事の能率の低下や、対人関係の支障、治療のための通院、裁判への出廷などの負担により、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況になる場合があります。

犯罪被害者等が以前と変わりなく仕事を続けたいときは、仕事内容の配慮など、職場復帰へのサポートが重要になります。同じ職場の人は、職場での受け入れ態勢や環境づくりのための相談体制を整備し、裁判などで休暇や早退をせざるを得ないことを理解し、休暇についても配慮することが大切です。



編集後記

犯罪被害者等が適切に支援を受けることができても、加害者への憤りが消えることはありません。また、事実関係確認のための聞き取りが、被害者としては苦痛となることから、支援を受けることを躊躇したり、取り下げたりすることがあるのではないかと危惧しています。

市では、警察や地域と連携しながら日頃から防犯対策に取り組む、安心して生活できる地域づくりを進めています。それでも犯罪の根絶には至りません。このようなことから、被害にあった人に対する支援内容を皆さんに知っていただくことが重要であると感じており、今後も啓発活動に取り組んでいきたいと思えます。

◎三田市の取り組み

三田市では、犯罪被害者等に対し、相談窓口を設置し、警察署や支援団体等と連携して、相談や情報提供、関係機関との連絡調整、広報など総合的な支援を行っています。

【三田市犯罪被害者等相談窓口 (市危機管理課)】

TEL 079-559-5057
FAX 079-559-1254

月～金曜日(祝日・12/29～1/3を除く)
9時～17時30分

【兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口 (運営：ひょうご被害者支援センター)】

TEL 078-360-0783

月～金曜日(祝日・12/29～1/3を除く)
9時～17時

そのほか、各種支援事業を実施しています。

●日常生活の支援

- ・一時預かり保育に要する費用助成
・上限2800円(5回以内)
- ・家事援助(ヘルパー等派遣)に要する費用助成
・上限2300円/時間(30時間以内)

※いずれも犯罪被害を受けた日から1年以内

●居住安定の支援

犯罪被害を受けたことにより、現在

の住居に住み続けられなくなった場合

・転居費用助成…上限20万円(1回限り)

※犯罪被害を受けた日から1年以内
・転居後の家賃助成…家賃月額の1/2、上限3万円、6か月分まで

●支援金の支給

日常生活を送るための一時的な生活資金として、見舞金を支給。

- ・重傷病支援金…10万円
- ・遺族支援金…30万円

※重傷病支援金を支給された被害者が当該重傷病に起因して死亡した場合
金は20万円

支給対象となる犯罪等の定義については、市危機管理課までお問い合わせください。

TEL 079-559-5057
FAX 079-559-1254

くらしの人権相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063
月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)

専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談(予約)

TEL 559-5062 FAX 559-5063
月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)
※専門相談員との相談日は予約後に調整

人権擁護委員による定例人権相談(予約)

TEL 559-5148 FAX 563-7776
《次回相談日》12月26日(木)13時～16時

人権週間 12月4日～12月10日

じんけん けいはつ
人権啓発
DVD
しょうかい
紹介



「無自覚の差別」「マイクロアグレッション」

言葉があるから...

「人権」は日常の何気ない人との関係性の中にもあります。しかしながら、普段そのことを当たり前のように理解しているつもりでも、家族や友人、同僚などの近く親しい関係性においては、相手を一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまふことがあります。

あからさまな差別表現でなくとも、無自覚に相手の尊厳を傷つけている言動のことを指す「マイクロアグレッション（小さな攻撃性）」。その言動の背景には、

国籍や人種、性別、性的指向など、特定の属性の人たちへの軽視や偏見が隠れていることがあります。自覚なく加害者にならないために...。属性にとらわれずに、ありのままのその人と向き合うことの大切さを、このドラマでは描いています。職場や家庭内で「人権」について話し合うきっかけとしてお役立てください。

(東映株式会社 教育部)

視聴覚教材 貸出
こちらからお申込みください



三田市人権共生推進課
TEL:559-5148
FAX:563-7776

人権さんだアンケート
ご感想や今後取り上げてほしいテーマをお寄せください。



令和5年度
ラブピース4コマまんが受賞作品
「街のバリアフリーと心のバリアフリー」



街のバリアフリー
心のバリアフリー
どちらも そうって
人にやさしいまちになるね!

富士中学校 1年(前年度)
波多野 七海さん

令和6年度
市民企画講座
のお知らせ

しょうがいしゃ
障害者フェスティバル'24

来て、見て、聞いて、障害者のことを 知って下さいね

【日時】12月7日(土) 開場12時30分 開演13時
【会場】三田市総合福祉保健センター 多目的ホール
【講演】「夢への挑戦! パリパラリンピックを終えて」
【講師】北浦 春香さん (障害者アスリート)

(問い合わせ先)
三田市身体障害者福祉協議会 肢体障害者部会
会長 八十川 一三 TEL・FAX 559-6366
後援 三田市 三田市社会福祉協議会 三田市教育委員会

参加無料
事前申し込み不要
手話通訳・
要約筆記あり

令和6年度(2024年)
人権と共生社会を考える
市民のつどい

12月7日(土) 13時30分～(受付13時～)
三田市総合文化センター(郷の音ホール) 小ホール
講演+落語

アンコンシャスバイアスって何?
～落語で気がつく無意識の思い込み～

桂 三四郎さん(落語家)

令和6年度人権ポスター・標語・
ラブピース4コマまんがが入賞作品展示会

会場: 三田市役所本庁舎 1階ロビー
12月10日(火)～12月17日(火)

きたちょうせんじんけんしんがいはつ
北朝鮮人権侵害問題啓発週間
12月10日(火)～16日(月)

「北朝鮮当局による日本人拉致問題」
啓発パネル展

【開催日】令和7年1月20日(月)
～1月31日(金)
【会場】三田市役所本庁舎
1階ロビー

三田市役所において啓発パネル展を開催します。ぜひご来場ください。

じんけん へんしゅういじん ぼしゅう
「人権さんだ」編集委員の募集!

「人権さんだ」の編集会議に参加してみませんか。いろいろな角度から人権について考え、話し合いながら、誌面を作成していきます。「全ての人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会を実現したい」という想いを持つみなさんのご応募をお待ちしています!

【対象】市内に在住・在勤・在学の人
【定員】1名(応募多数の場合、書類選考)
【任期】1年(令和7年4月～令和8年3月まで、報酬あり)
【会議】5月～3月まで、月1回(平日2時間程度)
【申込期限】令和7年1月31日(金)まで

任意の様式に、住所、名前、電話番号、年齢、応募する理由や人権に関する活動履歴、自己PRなどを記入し、人権共生推進課へ郵送、FAX、または電子メールで応募してください。